

川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の  
サービス提供体制確保事業補助金の質問回答について

	質問	回答
1	感染者、濃厚接触者となった証明書は必要か。	証明書は必要ありませんが、「別添資料1（別紙2関係）新型コロナウイルスに係る状況報告書兼誓約書」を御記入いただき提出していただきます。
2	（補助対象期間について） 新型コロナウイルス感染者発生前に購入した衛生用品の在庫で対応した場合、補助対象となるか。	当該補助金については国要綱により『感染者または濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用』が補助対象となります。感染者及び濃厚接触者の判明日から1か月後までに購入したものを補助対象とし、感染者及び濃厚接触者発生前に購入した衛生用品は補助対象外となります。 ※なお、本補助金は感染者が発生したことによるかかりまし経費を補助対象としており、他の申請経費についても同様の考え方となります。